

議案第70号

東郷町職員の降給に関する条例の一部改正について

東郷町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の降給に関する条例（平成28年東郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする。」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに東郷町職員の給与に関する条例附則第19項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、東郷町職員の給与に関する条例附則第19項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議案の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 降給の種類に管理監督職勤務上限年齢制による降給を加えること。(第2条関係)

(2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行すること。

(2) 定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の対象となる60歳以上の職員について、経過措置を設けること。